平成２３年（フ）第９５９号
福岡県太宰府市通古賀１丁目４番８―403号、前住所福岡県太宰府市高雄６丁目17番７号
債務者　元春貴美子
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下比奈子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月22日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４７号
岩手県一関市室根町折壁字大里113番地３
債務者　小野寺　董
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東　　忠宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第１４８６号
広島市佐伯区千同１丁目17番19号
債務者　高浜　文昭
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　浩嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月６日午後３時15分
5　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５８７号
広島市安佐北区倉掛２丁目36番３号
債務者　北村　照男
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　釜風呂英嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月13日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６号
福岡県春日市桜ヶ丘２丁目19番地１エバーライフ井尻駅南110号、前住所福岡県春日市須玖北１丁目９番地
債務者　比嘉　正幸
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永野　賢二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９２３号
福岡市城南区別府６丁目26番14号
債務者　中村　敏郎
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古賀　正訓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月29日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第９０８号
福岡市南区鶴田４丁目49番６号
債務者　宮嵜　孝嗣
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３０号
函館市川原町10番７号
債務者　小倉きくよ（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２３２号
函館市若松町36番25号
債務者　下山　信江（旧姓楢木・川上）
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第５８号
岩手県一関市大東町摺沢字摺沢駅22番地
債務者　小山　真理
1　決定年月日時　平成23年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第９０号
山形県東根市中央東１丁目５番５号
債務者　丸山　裕美
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９４号
岐阜県大垣市長松町889番地１
債務者　山口　利幸
1　決定年月日時　平成23年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第２４６号
埼玉県三郷市彦成４丁目３番６―410号
債務者　村上　尚吾
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２３年（フ）第２０号
静岡市駿河区桃園町19番７号下川原団地７号棟405号室
破産者　藤原　郁夫
1　主文　当裁判所が平成23年３月４日になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「静岡市駿河区桃園町21番25号」とあるのを、「静岡市駿河区桃園町19番７号下川原団地７号棟405号室」と更正する。
2　決定年月日　平成23年６月10日
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１号
静岡市駿河区桃園町19番７号下川原団地７号棟405号室
破産者　藤原　晴子
1　主文　当裁判所が平成23年３月４日になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「静岡市駿河区桃園町21番25号」とあるのを、「静岡市駿河区桃園町19番７号下川原団地７号棟405号室」と更正する。
2　決定年月日　平成23年６月10日
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第１６２３号
福岡市博多区月隈２丁目20番１号
破産者　株式会社プラスワン
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７号
福岡県朝倉郡筑前町新町324番地18
破産者　熊谷　清俊
1　決定年月日　平成23年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部